

東吉野村第7期障害福祉計画
及び第3期障害児福祉計画

令和6年3月
東吉野村

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 基本指針見直しのポイント	3
第2章 東吉野村の障害者を取り巻く現状	4
1. 人口等の状況	4
2. 障害のある人の状況	5
(1) 身体障害者手帳所持者数	5
(2) 療育手帳所持者数	6
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	7
(4) 自立支援医療受給者数	8
(5) 難病医療費等助成受給者数	9
3. 障害のある児童・生徒の状況	9
4. 現状及び課題のまとめ	10
第3章 令和8年度までの成果目標及び活動指標	11
1. 福祉施設から地域生活への移行促進	11
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	12
3. 地域生活支援の充実	13
4. 福祉施設から一般就労への移行促進	14
5. 障害児支援の提供体制の整備等	15
6. 相談支援体制の充実・強化等	16
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17
第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策	18
1. 訪問系サービス	18
(1) 居宅介護	18
(2) 重度訪問介護	18
(3) 同行援護	18
(4) 行動援護	19
(5) 重度障害者等包括支援	19
2. 日中活動系サービス	20
(1) 生活介護	20
(2) 自立訓練（機能訓練）	20
(3) 自立訓練（生活訓練）	20

(4) 就労選択支援	21
(5) 就労移行支援	21
(6) 就労継続支援A型	21
(7) 就労継続支援B型	22
(8) 就労定着支援	22
(9) 短期入所	22
(10) 療養介護	23
3. 居住系サービス	24
(1) 自立生活援助	24
(2) 共同生活援助（グループホーム）	24
(3) 施設入所支援	24
4. 相談支援	25
(1) 計画相談支援	25
(2) 地域移行支援	25
(3) 地域定着支援	25
5. 障害児通所支援等	26
(1) 児童発達支援	26
(2) 放課後等デイサービス	26
(3) 保育所等訪問支援	27
(4) 居宅訪問型児童発達支援	27
(5) 障害児相談支援	27
第5章 地域生活支援事業の見込み量と確保方策	29
(1) 理解促進研修・啓発事業	29
(2) 自発的活動支援事業	29
(3) 相談支援事業	30
(4) 成年後見制度利用支援事業	31
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	31
(6) 意思疎通支援事業	31
(7) 日常生活用具給付等事業	32
(8) 手話奉仕員養成研修事業	32
(9) 移動支援事業	33
(10) 地域活動支援センター	33
第6章 推進体制	34
1. 村民・事業者・地域等との協働の推進	34
2. 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	34
3. 計画の達成状況の点検及び評価	34

資料編	35
1. 計画策定の経過	35
2. 東吉野村障害福祉計画策定員会設置要綱	36
3. 東吉野村障害福祉計画策定員会委員名簿	38



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成25年施行）へと改められ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められ、障害者の範囲に、難病患者が加わって拡大されるとともに、施設入所から地域生活への移行や就労支援の強化を進め、障害のある人もない人も自分らしく暮らせる社会づくりが積極的にめざされるようになりました。

平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立、同年6月に公布され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。

令和3年5月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。令和3年9月には、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。

令和4年5月には、すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。

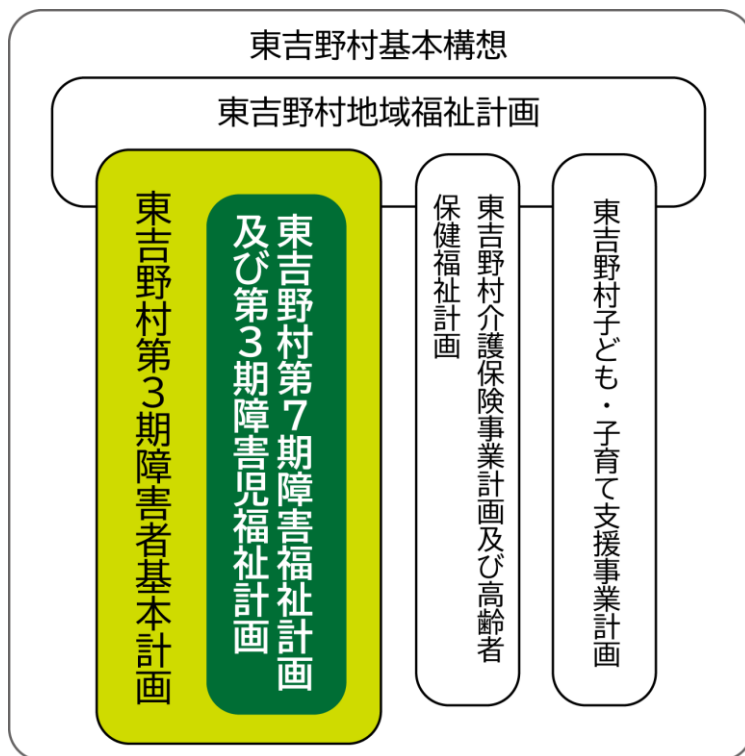
東吉野村（以下「本村」という。）では、令和3年3月に「東吉野村第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的な推進を図ってきました。

このたび、前期計画が令和5年度をもって終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値の検証と、国の指針や県の計画及び近年行われた障害者制度改革等を踏まえ、「東吉野村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本村における障害者施策の基本方針として策定された「東吉野村第3期障害者基本計画」のほか、関連計画との調和が保たれたものとしします。



3. 計画の期間

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は3年で1期として作成することとされており、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東吉野村第3期障害者基本計画	6年					
東吉野村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画	3年			3年		

4. 基本指針見直しのポイント

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して定めるものとされており、「障害児福祉計画」は、児童福祉法により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して定めるものとされています。

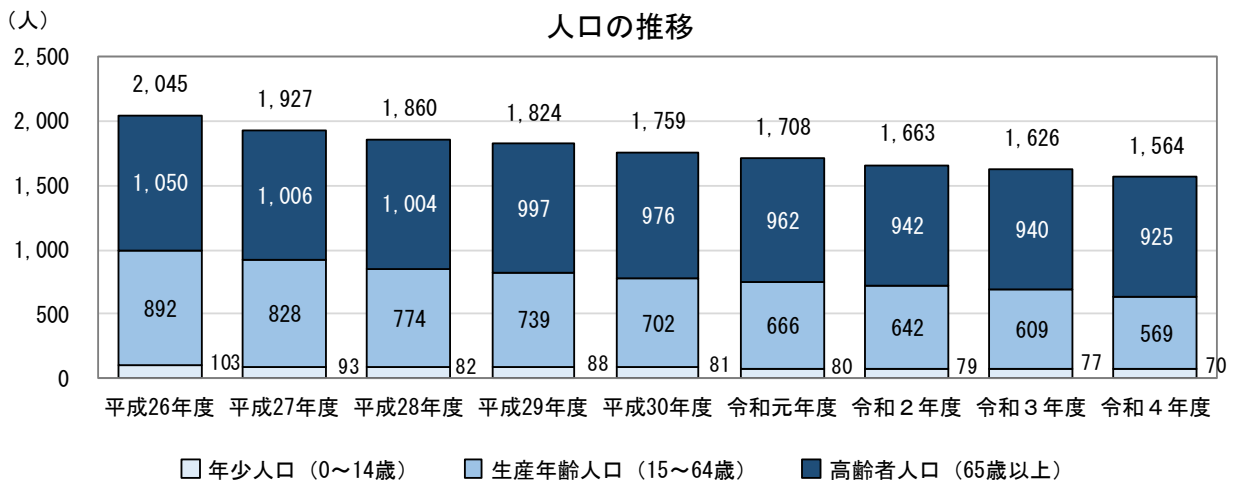
第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主なポイントは、以下のとおりです。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

東吉野村の障害者を取り巻く現状

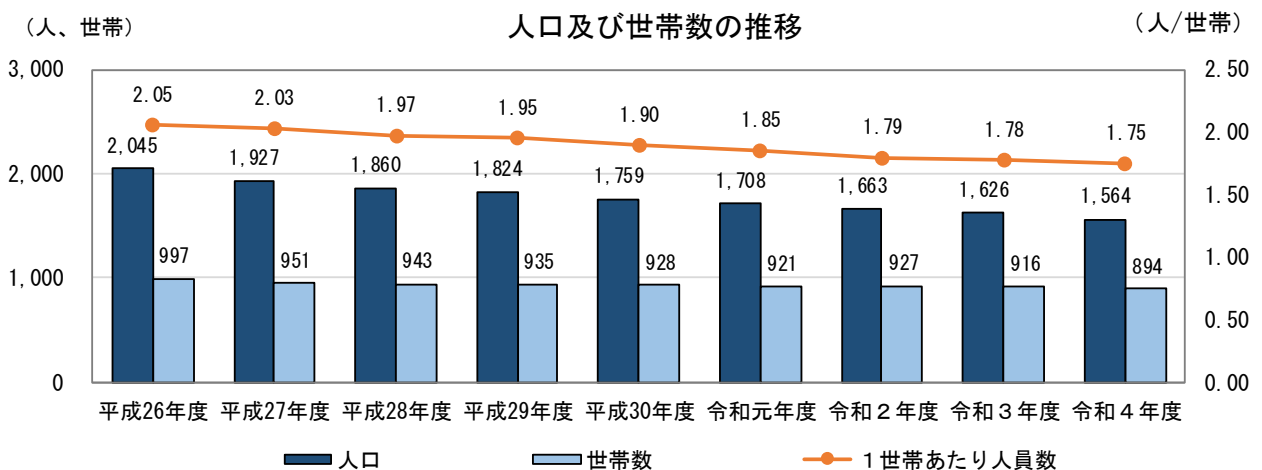
1. 人口等の状況

本村の人口は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で1,564人（年少人口：70人、生産年齢人口：569人、高齢者人口：925人）となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

また、世帯数も減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で894世帯となっています。

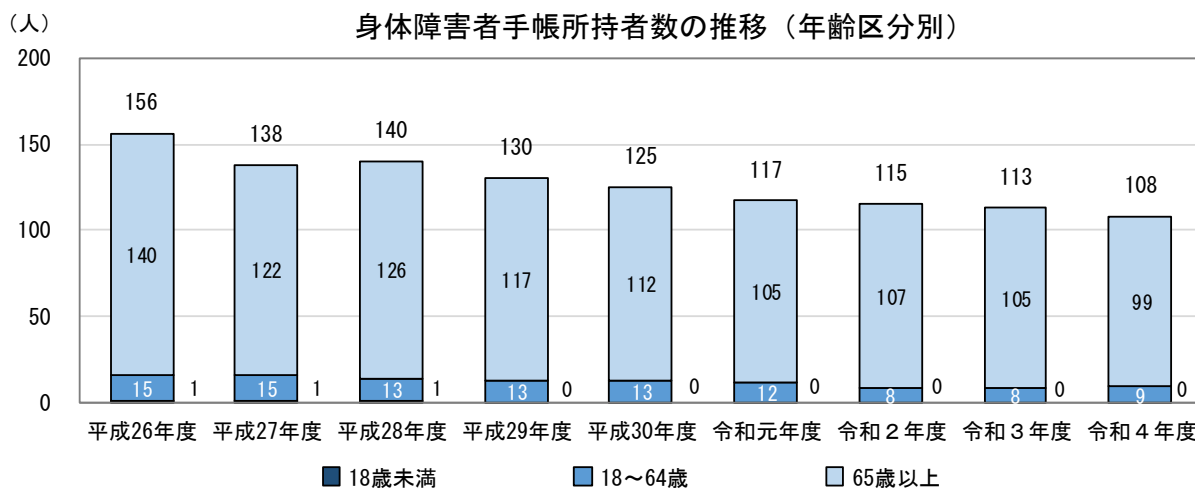


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

2. 障害のある人の状況

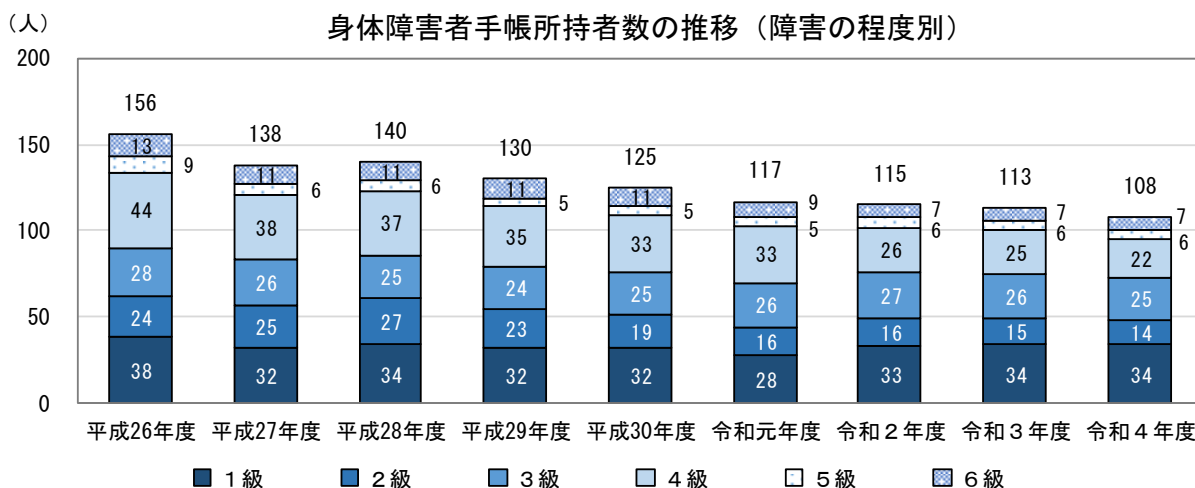
(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和4年度では108人（18歳未満：0人、18～64歳：9人、65歳以上：99人）となっています。



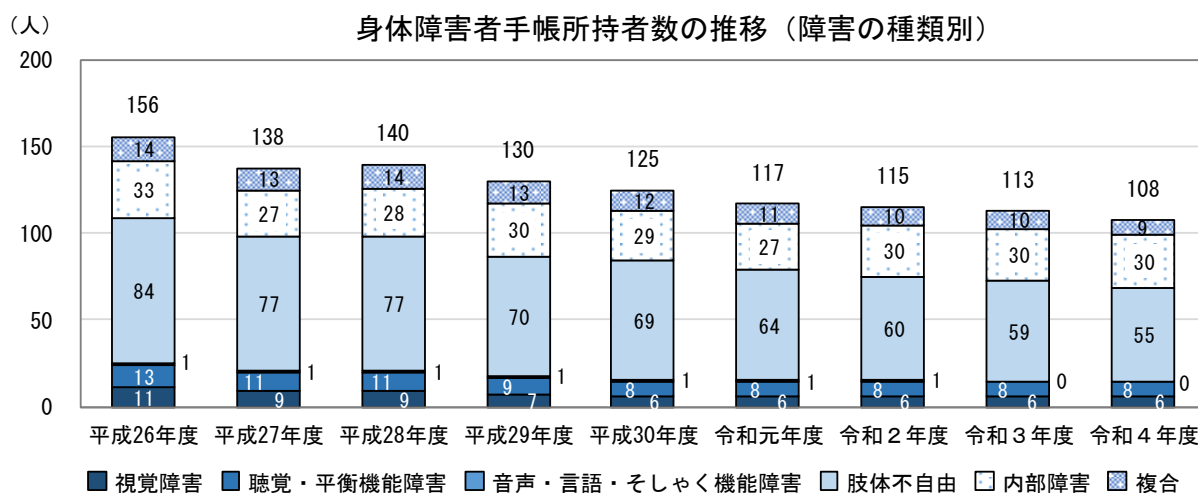
資料：住民福祉課（各年度3月末現在）

また、身体障害者手帳所持者を障害の程度別で見ると、令和4年度では「1級」が34人と最も多く、次いで「3級」が25人、「4級」が22人となっています。



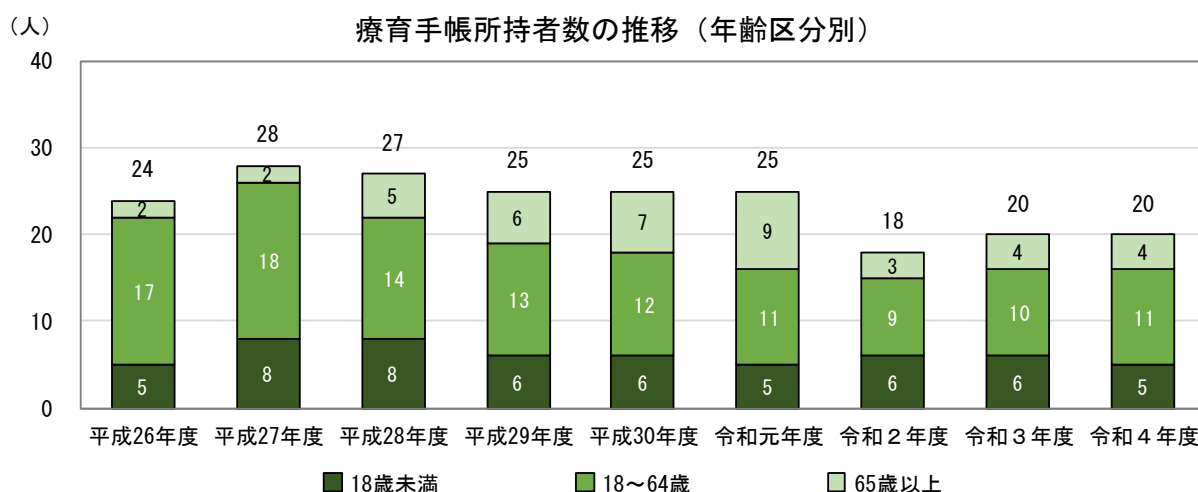
資料：住民福祉課（各年度3月末現在）

さらに、身体障害者手帳所持者を障害の種類別でみると、令和4年度では「肢体不自由」が55人と最も多く、次いで「内部障害」が30人、「複合」が9人となっています。

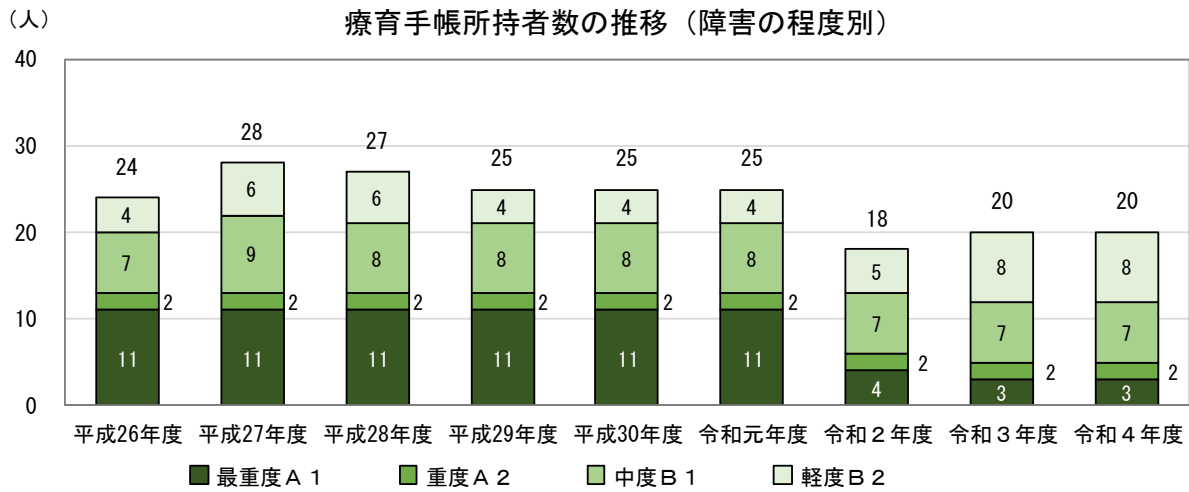


（2）療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は令和2年度に減少していますが、それ以降は横ばいで推移しており、令和4年度では20人（18歳未満：5人、18～64歳：11人、65歳以上：4人）となっています。



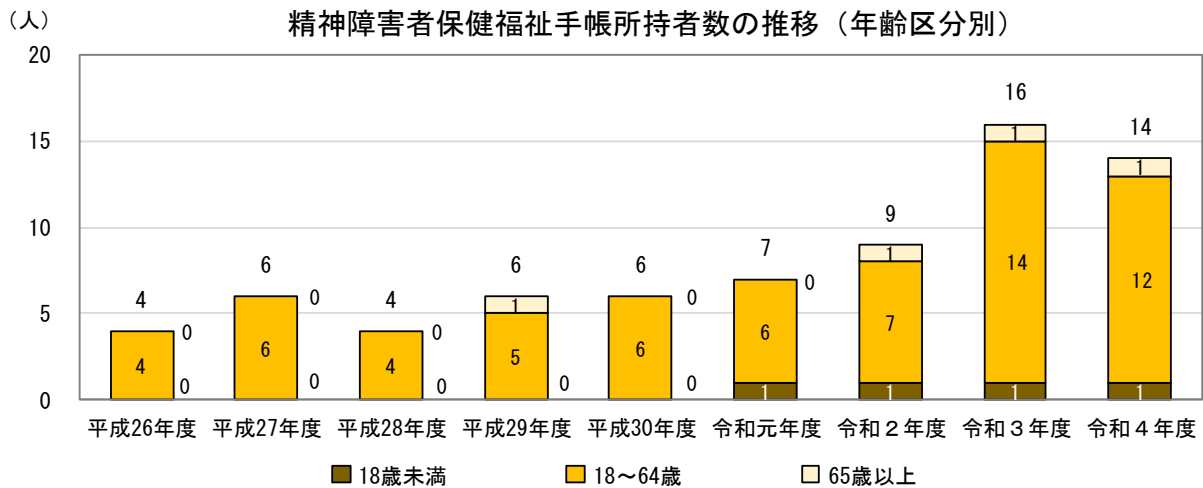
また、療育手帳所持者を障害の程度別で見ると、令和4年度では「軽度B2」が8人と最も多く、次いで「中度B1」が7人、「最重度A1」が3人となっています。



資料：住民福祉課（各年度3月末現在）

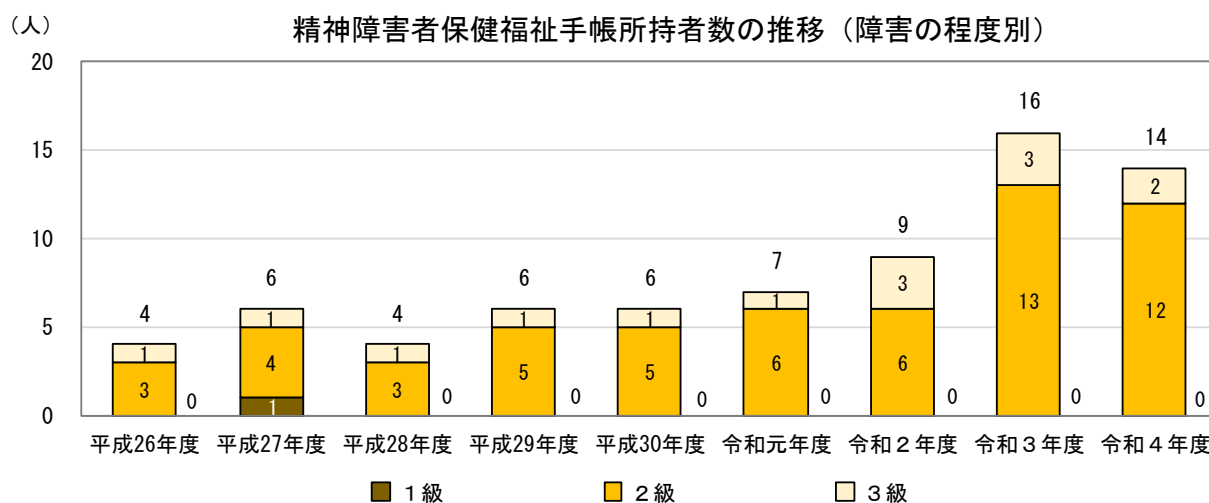
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度では14人（18歳未満：1人、18～64歳：12人、65歳以上：1人）となっています。



資料：住民福祉課（各年度3月末現在）

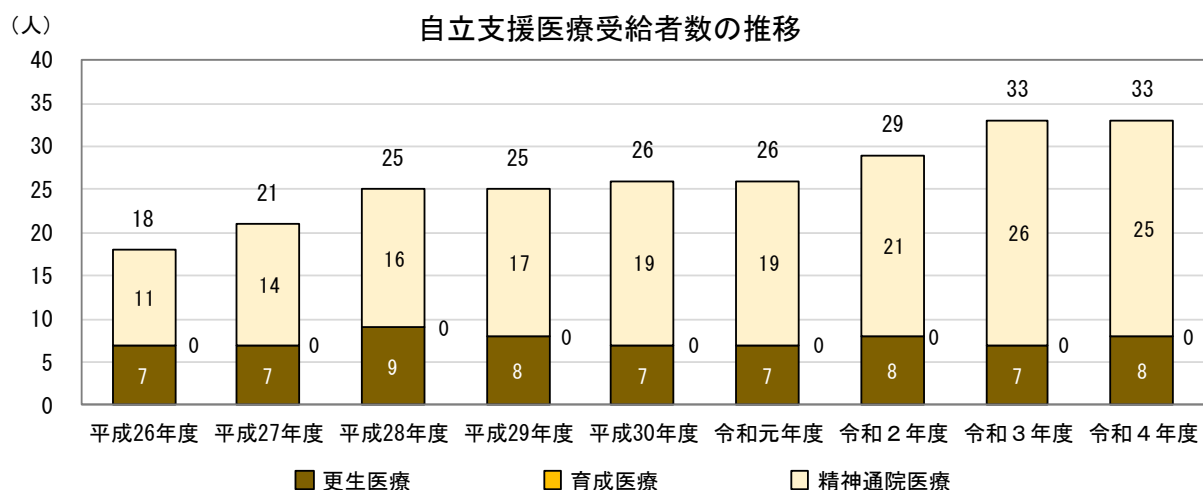
また、精神障害者保健福祉手帳所有者を障害の程度別で見ると、令和4年度では「2級」が12人と最も多く、「3級」が2人となっています。



資料：住民福祉課（各年度3月末現在）

（4）自立支援医療受給者数

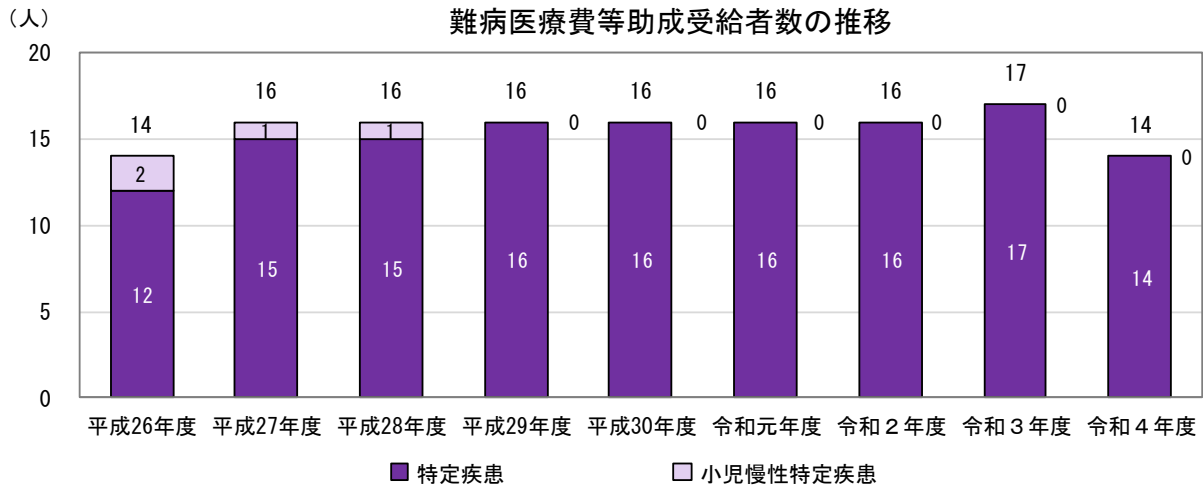
自立支援医療受給者数は令和元年度以降増加傾向で推移しており、令和4年度では33人（更生医療：8人、育成医療：0人、精神通院医療：25人）となっています。



資料：税務保険課（各年度3月末現在）

(5) 難病医療費等助成受給者数

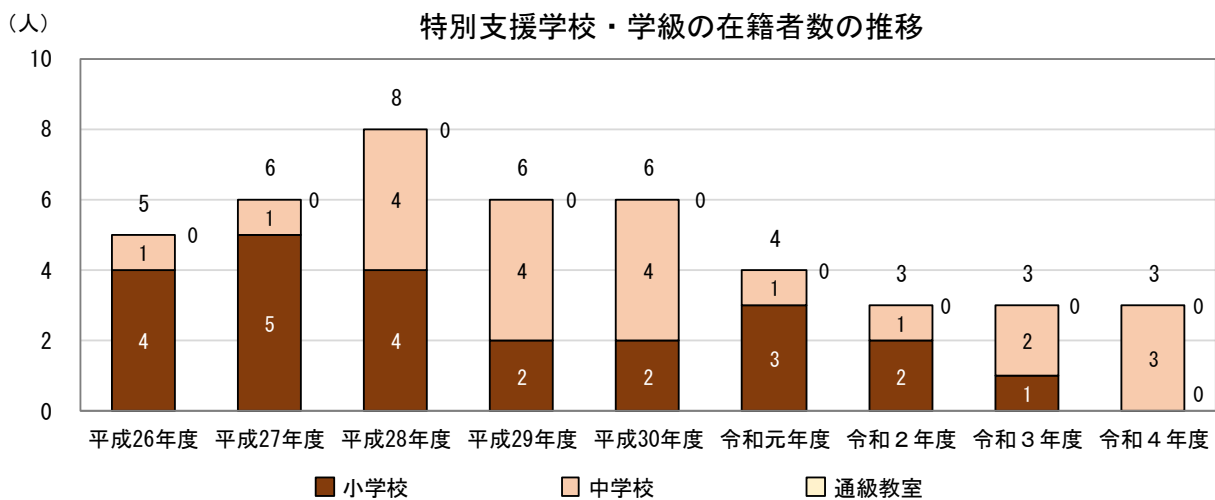
難病医療費等助成受給者数はほぼ横ばいで推移しており、令和4年度では14人（特定疾患：14人、小児慢性特定疾患：0人）となっています。



資料：吉野保健所（各年度3月末現在）

3. 障害のある児童・生徒の状況

特別支援学校・学級の在籍者数は減少傾向で推移しており、令和4年度では3人（小学校：0人、中学校：3人、通級教室：0人）となっています。



資料：教育委員会事務局（各年度3月末現在）

4. 現状及び課題のまとめ

- 身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。本村の人口減少の傾向と同じであることから、今後も減少傾向で推移していくものと想定されます。
- 療育手帳所持者数は横ばいで推移しています。児童発達支援等の利用者数が増加傾向にあるため、今後は増加する可能性があると考えられます。
- 精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数は増加傾向にあります。発達障害・精神疾患等に対する認知やその患者数が増加してきたこと、周囲の理解が進み医療機関等への相談が容易になったことなどが影響していると考えられるため、今後も増加傾向で推移していくものと想定されます。

上記の状況を踏まえ、前期計画の成果目標に対する達成状況について評価・分析をした結果、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や障害児支援の提供体制も含め、重層的な連携による支援体制の構築や南和圏域及び関係各所との連携強化を図り、基幹相談支援センターの設置も含めて支援体制の検討を行っていく必要があります。

令和8年度までの成果目標及び活動指標

1. 福祉施設から地域生活への移行促進



国の基本指針

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域へ移行する。
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減する。



目標達成に向けた取組

前期計画では、サービス提供事業所や関連機関等と連携・協働しながら取り組みを進めましたが、施設入所者数については、令和4年度に1人減少して12人、地域生活への移行については、令和4年度までの実績はありませんでした。

施設入所者及び家族等の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、施設・家族等との調整を取りながらサービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

項目		数値		考え方
A	令和4年度末時点の福祉施設の入所者	実績値	12人	令和4年度末時点の福祉施設入所者数
B	Aのうち、令和8年度までの地域生活への移行者	目標値	1人	福祉施設からグループホームや一般住宅等へ移行した者の数
C	令和8年度末時点の福祉施設の入所者	目標値	11人	令和8年度末時点の福祉施設入所者数
D	地域生活移行率	目標値	8.3%	B/A
E	入所者数削減率	目標値	8.3%	(A-C)/A

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



国の基本指針

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障害者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。



目標達成に向けた取組

前期計画では、関係各所と連携・協働しながら協議を行い、取組を進めることとしていましたが、対象者がほとんどいないことや、担当課内での連携で対応できていたということもあり、令和4年度までの実績はありませんでした。

精神障害のある人を取り巻く医療機関等の各機関との連携を深めながら、必要な支援体制の検討を行っていきます。

●保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	令和4年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】
開催回数	0回	1回	1回	1回
関係者参加人数	0人	5人	5人	5人
年間目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回

3. 地域生活支援の充実



国の基本指針

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討する。
- 強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。



目標達成に向けた取組

前期計画では、地域生活支援拠点について、南和圏域1市3町8村で整備を行い、南和圏域の市町村で連携・協働して取組を進めています。

南和圏域（1市3町8村）の市町村で連携・協働して取組を進めます。

●地域生活支援拠点等

項目		令和4年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】
地域生活支援拠点等の整備箇所数		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築	構築	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み
	コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人	1人
機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施		3回/年	3回/年	3回/年	3回/年

●強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

項目	令和4年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】
支援ニーズの把握	未実施	実施	実施	実施
地域の関係機関が連携した支援体制の整備	未整備	検討	検討	整備

4. 福祉施設から一般就労への移行促進



国の基本指針

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成する。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：就労移行支援事業所の5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上の一般就労への定着実績を達成する。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上とする。



目標達成に向けた取組

前期計画では、一般就労への移行について、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら障害者の就労を支援してきましたが、就労継続支援B型を利用して一般就労した人が令和5年度では1人となる予定です。

一般就労への移行について、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら障害者の就労を支援していきます。就労定着支援事業の利用者については、令和3年度末時点での実績はありませんが、利用があった場合、他支援事業利用者と同様に支援していきます。また、現在、村内に就労系福祉サービス事業所がなく、利用者が近隣市町村等の事業所を自ら選択している状況であり、基本指針に沿った取組は行えませんが、一般就労へ移行した者の割合や就労定着率の高い事業所の利用を推奨できるよう、調査・情報の確保を行っていきます。

●就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数

項目	令和3年度 【実績値】	令和4年度 【実績値】	令和5年度 【実績見込み】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】
一般就労への移行者数	0人	0人	1人	0人	1人	2人
うち就労移行支援事業利用者	0人	0人	0人	0人	1人	0人
うち就労継続支援A型利用者	0人	0人	0人	0人	0人	1人
うち就労継続支援B型利用者	0人	0人	1人	0人	0人	1人

5. 障害児支援の提供体制の整備等



国の基本指針

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保：各市町村又は圏域に1か所以上設置する。



目標達成に向けた取組

前期計画では、児童発達支援センターの整備について、南和圏域の市町村と連携・協働して取組を進めています。

南和圏域（1市3町8村）の市町村と連携・協働して児童発達支援センター等の整備の取組を進めるとともに、障害児が適切な支援を受けられるよう、関係各所との連携強化を図り、実情に応じた支援体制の構築を検討します。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】
児童発達支援センターの整備（整備箇所数）	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	未構築	検討	検討	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保（設置箇所数）	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
医療的ケア児支援の協議の場（保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場）の設置	未設置	検討	検討	設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	1人

6. 相談支援体制の充実・強化等



国の基本指針

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤を開発・改善する。



目標達成に向けた取組

前期計画では、相談支援について、「生活相談センターのどか」が専門的な相談支援や情報提供等を行っています。

相談支援について、引き続き相談支援事業所に委託し、専門的な相談支援や情報提供等を行い、地域の実情に応じた体制を構築するとともに、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めていきます。また、地域自立支援協議会を活用し、関係機関と連携を取りながら相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】
基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	無	検討	検討	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	実施	実施	実施
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	1回	1回	1回	1回
参加事業者・機関数	1団体	1団体	1団体	1団体

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



国の基本指針

○各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する。



目標達成に向けた取組

前期計画では、サービスの質を向上させるため、職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加を行っています。

障害のある人が安心して暮らしていけるよう、個々の障害に応じて、障害福祉サービスの質的向上を図りながら、障害の種別や程度に応じて適切な提供を図ります。

	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築	構築	構築	構築
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有の実施回数	0回	1回	1回	1回
指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	無	有	有	有
指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有回数	0回	1回	1回	1回



障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実利用者数	計画値	人/月	5	5	5	4	4	4
	実績値	人/月	3	3	3			
総利用時間	計画値	時間/月	82	82	82	75	75	75
	実績値	時間/月	42	47	49			

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
総利用時間	計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実利用者数	計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	1			
総利用時間	計画値	時間/月	2	2	2	2	2	2
	実績値	時間/月	2	2	2			

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
総利用時間	計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
総利用時間	計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			



見込み量に対する確保方策

居宅介護を含む訪問系サービスについては、障害のある人の居宅生活を支えるための重要なサービスとなっています。

今後、施設から地域移行する方や退院した精神障害のある人が、単身で生活を始め、訪問系サービスが必要な場合に備え、事業所のホームヘルパーの養成・確保を支援します。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	17	17	17	17	17	17
	実績値	人/月	16	16	16			
延利用者数	計画値	人日/月	357	357	357	357	357	357
	実績値	人日/月	352	329	314			

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日/月	0	0	0			

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日/月	0	0	0			

(4) 就労選択支援

就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。

項目	単位	第7期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/月	-	0	0
延利用者数	人日/月	-	0	0

(5) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	2	2	2	2	2
	実績値	人/月	2	2	1		
延利用者数	計画値	人日/月	40	40	40	40	40
	実績値	人日/月	21	34	17		

(6) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（雇用契約に基づき最低賃金が保障されるもの）。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	1	1
	実績値	人/月	0	1	1		
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	23	23
	実績値	人日/月	0	22	23		

(7) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（雇用契約に基づかないもの）。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	2	2	2	3	3	3
	実績値	人/月	3	3	3			
延利用者数	計画値	人日/月	42	42	42	65	65	65
	実績値	人日/月	60	60	65			

(8) 就労定着支援

一般就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を一定の期間行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日/月	0	0	0			

(9) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	2	2	2	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	1			
延利用者数	計画値	人日/月	32	32	32	30	30	30
	実績値	人日/月	30	30	30			

(10) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			



見込み量に対する確保方策

日中活動系サービスについては、実績を勘案し、現行の提供体制で令和8年度まで必要量を確保します。

見込みを設定していないサービスについては、今後、サービスの利用希望があれば、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、提供事業者の把握に努めます。

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した際、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の支援を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			

(2) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	2	2	2	4	4	4
	実績値	人/月	2	4	4			

(3) 施設入所支援

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	13	13	12	12	12	11
	実績値	人/月	13	12	12			



見込み量に対する確保方策

自立生活援助については、見込みを設定していませんが、サービス利用に対応できるよう、供給体制の維持に努めます。

グループホームについては、実績を勘案し、現行の提供体制で令和8年度までの必要量を確保します。

施設入所支援については、令和8年度の成果目標を踏まえていますが、多様な生活の選択など、利用者のニーズに対応できるよう、必要量以上を減少させないように確保に努めます。

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しもを行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	25	25	25	25	25
	実績値	人/月	26	23	24		

(2) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0		

(3) 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0		



見込み量に対する確保方策

計画相談支援については、令和4年度末時点で対象者のほとんどが導入をしています。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、見込みを設定していませんが、サービス利用に対応できるように、供給体制の維持に努めます。

5. 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

項目	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	1	2	3
	実績値	人/月	1	3	3			
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	1	10	15
	実績値	人日/月	1	6	15			

■令和4年6月 改正児童福祉法の内容（児童発達支援センター関係）

【現行】

児童発達支援 — 福祉型児童発達支援センター

【対象】全ての障害児
【支援内容】福祉的支援

その他の児童発達支援事業

医療型児童発達支援 — 医療型児童発達支援センター

【対象】肢体不自由児
【支援内容】福祉的支援+治療（リハビリテーション）

一元化

福祉型と医療型を「児童発達支援センター」に一元化

【改正後】

児童発達支援 — 児童発達支援センター

【対象】全ての障害児
【支援内容】福祉的支援（+肢体不自由児の治療※）

※これまで医療型で行ってきた治療（リハビリテーション）は引き続き実施可能

その他の児童発達支援事業

(2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

項目	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	4	5	6
	実績値	人/月	0	0	2			
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	50	60	70
	実績値	人日/月	0	0	25			

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

項目		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日/月	0	0	0			

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

項目		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
延利用者数	計画値	人日/月	0	0	0			
	実績値	人日/月	0	0	0			

(5) 障害児相談支援

①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③保育所等訪問支援、④居宅訪問型児童発達支援のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

項目		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画値	人/月	0	0	0	1	2	3
	実績値	人/月	0	0	0			



見込み量に対する確保方策

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、利用者が増加傾向にあり、サービス利用に対応できるよう、供給体制の維持・確保に努めます。

障害児相談支援については、近隣に対応できる提供事業者がほとんどなく、確保が難しい状況にあります。現在はセルフプラン（個人での作成）にて対応していますが、各利用者に合った的確な計画作成のためにも、確保できるよう努めます。



第5章

地域生活支援事業の見込み量と確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

<見込み量に対する確保方策>

障害のある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるために、講演会の開催や広報誌への情報掲載を行い効果的な啓発に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	有	有	有	有

<見込み量に対する確保方策>

障害のある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるため、社会福祉協議会などと連携・協働しながら取組を進めます。

(3) 相談支援事業

- 相談支援事業：障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
- 基幹相談支援センター：総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業：基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
- 住宅入居等支援事業：一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

項目		第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業所	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	未設置	未設置	未設置	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

<見込み量に対する確保方策>

障害者相談支援事業については、今後も引き続き「生活相談センターのどか」において専門的な相談支援や情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会を活用し、関係機関の連携を取りながら相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	1	1	1	1	1	1

<見込み量に対する確保方策>

今後も実施体制を継続し、必要なサービスを提供します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

<見込み量に対する確保方策>

県や近隣地域の状況や社会福祉協議会などの動向を踏まえ、法人後見実施のための研修など、法人後見支援に対する理解と周知に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

項目		第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数	12	11	13	12	12	12
要約筆記者派遣事業	実利用件数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実利用件数	0	0	0	0	0	0

<見込み量に対する確保方策>

月平均で1人の利用があり、現行の提供体制で令和8年度まで必要量を確保します。

(7) 日常生活用具給付等事業

○日常生活用具給付等事業：障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付、または貸与します。

○介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等

○自立生活支援用具：入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等

○在宅療養等支援用具：透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等

○情報・意思疎通支援用具：点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等

○排泄管理支援用具：ストマ装具、紙おむつ等、収尿器

○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

項目		第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	0	1	1	0	0	0
排泄管理支援用具	件数	83	82	72	72	72	72
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	0	0	0	0	0	0

<見込み量に対する確保方策>

実績を勘案し、令和8年度まで必要量を確保するとともに、日常生活用具を必要とする人への情報を提供し、障害の特性に応じて適切に給付するように努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実養成講習修了者数	0	0	2	0	5	0

<見込み量に対する確保方策>

村単独での実施は希望者が極めて少なく難しい状況にありますが、近隣市町村での研修に参加してもらえる体制を構築するなどして、実績が出る予定です。聴覚障害のある人との交流活動の促進のため、村内及び近隣地域の状況を鑑み、引き続き実施に向けて取り組んでいきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	3	2	5	5	5	5
延べ利用時間数	87	259	250	250	250	250

<見込み量に対する確保方策>

障害のある人の社会参加の促進に加え、障害児者の自立に向けた支援にも努めます。

(10) 地域活動支援センター

障害のある人に対して、創作的活動、生産活動、余暇活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
村内実施箇所数	0	0	0	0	0	0
実利用者数	1	1	1	1	1	1

<見込み量に対する確保方策>

村外での利用者が1人います。地域で生活する方に対しては、創作的活動、生産活動、余暇活動の機会の提供などを行う場が必要となるため、今後、利用希望があれば対応できるよう、体制づくりに努めるとともに、利用者が自分にあった日中活動の場を選択できるように、サービス提供事業所の把握に努めます。

推進体制

1. 村民・事業者・地域等との協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいむらづくりの一層の推進を図ります。

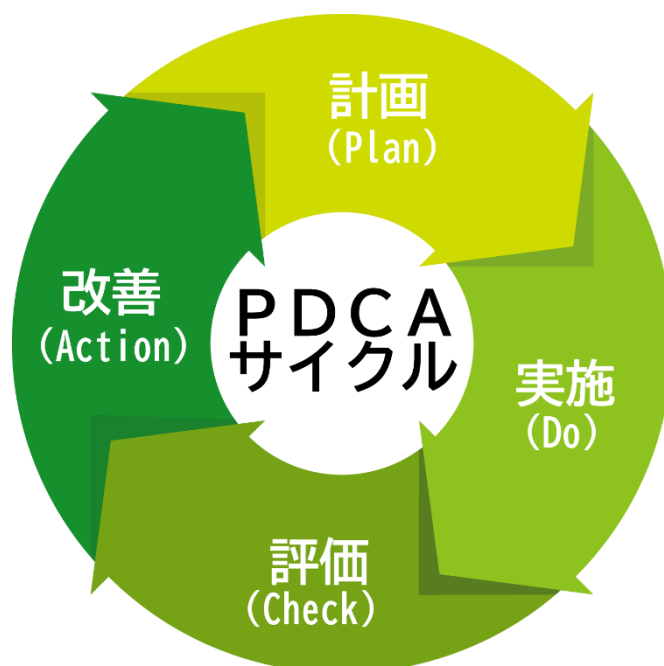
2. 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障害者福祉に導入するように挙げられています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、広く意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。





1. 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年8月2日(水)	第1回 東吉野村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会 1. あいさつ 2. 委嘱状の交付 3. 委員長・副委員長選出 4. 計画の策定について 5. その他
令和6年1月16日(火)	第2回 東吉野村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会 1. あいさつ 2. 計画素案の検討 3. スケジュールの確認 4. その他
令和6年2月1日(木)～ 2月14日(水)	パブリックコメントの実施
令和6年3月4日(月)	第3回 東吉野村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員会 1. あいさつ 2. パブリックコメントの結果報告及び計画案の了承について 3. その他

2. 東吉野村障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 東吉野村障害者基本計画を踏まえ、将来の障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、計画的な障害福祉サービスの整備と人材の養成を目的に、障害者総合支援法に基づく東吉野村障害福祉計画を策定するため、東吉野村障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東吉野村障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 東吉野村副村長
- (2) 東吉野村議会議長
- (3) 東吉野村身体障害者福祉協議会会長
- (4) 東吉野村手をつなぐ育成会会長
- (5) 身体障害者相談員
- (6) 知的障害者相談員
- (7) 奈良県総合相談支援南和圏域マネージャー
- (8) 相談支援事業所代表
- (9) 東吉野村医師会代表
- (10) 東吉野村区長会会長
- (11) 東吉野村民生児童委員協議会会長
- (12) 東吉野村民生児童委員協議会副会長
- (13) 東吉野村教育長
- (14) 東吉野村保健師

(任期)

第4条 委員の任期は、村長が委嘱した日から障害福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長があたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する会議は、第6条の規定にかかわらず村長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する会議は、第6条の規定にかかわらず村長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する会議は、第6条の規定にかかわらず村長が招集する。

3. 東吉野村障害福祉計画策定員会委員名簿

役職名		氏名
委員長	東吉野村副村長	鍵谷 典秀
副委員長	東吉野村手をつなぐ育成会会長	威徳 和良
	東吉野村議会議長	大丸 仁志
	東吉野村身体障害者福祉協会会長	梶 壽
	相談支援事業所代表	竹林 祐
	東吉野村区長会会長	浦前 伸二
	東吉野村民生児童委員協議会会長	河野 環
	東吉野村民生児童委員協議会副会長	五味 清満
	東吉野村教育長	橋本 眞一
	東吉野村保健師	橋口 恵美子

東吉野村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

令和6年3月

東吉野村 住民福祉課

〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地

TEL : 0746-42-0441 FAX : 0746-42-1255